

砂川市訓令第15号

令和5年3月31日

情報公開・個人情報保護判定委員会要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 善 岡 雅 文

(別 紙)

情報公開・個人情報保護判定委員会要綱の一部を改正する訓令

情報公開・個人情報保護判定委員会要綱（平成14年訓令第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「公開請求及び砂川市個人情報保護条例（平成14年条例第1号）」を「開示請求並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び砂川市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）（以下これらを「個人情報法等」という。）」に改める。

第4条第1号中「公開請求」を「開示請求」に改め、同条第2号中「砂川市個人情報保護条例に基づく開示請求及び訂正等請求」を「個人情報法等に基づく開示請求、訂正請求及び利用停止請求」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。